介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化するとともに、交付基準を地域の実態を勘案して適切に見直すこと。

2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について 都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、 推進が図られるよう、地域の実情を反映した適切な評価方法とすること。

また、現行の仕組みでは交付額等が不確実であることから、都市自治体が中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう適切な措置を講じること。

3. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任に おいて、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な 見直しを行うこと。
- (2) 認知症対応型共同生活介護について、在宅での生活が困難な低所得の認知症高齢者の入居事例増加が見込まれることから、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本 としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要である ことから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く 国民に趣旨の普及啓発を図ること。 また、都市自治体が取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携体制整備の充実を図るため、市町村間、各種医療機関、介護事業所間等の多職種連携強化に向けた財政措置や支援策を講じること。

- (2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員や保 健師等の専門職の必要な人員の確保や人員配置基準の見直し、研修体制の 見直し等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。
- (3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。
 - 1)地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。
 - 2)介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、自治体の財政や 事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を 講じること。
 - 3) 介護用品支援事業について、継続して地域支援事業(任意事業) の対象とすること。

また、対象要件の見直しを図ること。

4) 介護予防など高齢者支援を行う住民団体の事業参入を促進するため、 支援策を講じること。

5. 次期制度改正について

- (1) 次期制度改正に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2)制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の 事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。 また、準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報 提供を行うこと。

6. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措

置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備や介護現場における介護ロボットの活用・ICT化の促進等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

(2)介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・ 定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の 実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

(3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。

7. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り 方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 保険料特別徴収について、老齢厚生年金を対象として追加すること。

8. 介護報酬等について

- (1)介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分 踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築するこ と。
- (2) 地域やサービスの実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (3)介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うこと。
- (4)介護予防支援に係る報酬について、業務の委託が促進されるよう増額を 行うこと。
- (5)地域区分について、地域の実情に即したものとすること。

9. 大規模自然災害の被災者に対する支援について

大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的な負担を軽減するため、介護保険における一部負担金等の免除措置について

財政措置を講じること。

- 10. 新型コロナウイルス感染症関係について
 - (1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、 実効性のある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る 介護保険の保険料の減免に対する財政支援について、減免を必要とする被 保険者が適切に対象となるよう、基準を見直す減免基準を緩和し、国によ る財政支援の対象を拡大するとともに、期間を延長すること。

また、一部負担金の減免措置について、十分な財政措置を講じること。

(4)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」による介護報酬引上げ等の特例措置について、利用者に実際に利用したサービス以上の利用料負担が強いられる不利益が生じていることから、取扱いを見直すこと。

11. その他

- (1) 住宅改修費の助成について、地域の特性に応じた設定とすること。
- (2) 認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求について、支援制度を 創設すること。
- (3) 在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅について、その所在 自治体の負担が増大しないよう、住所地特例を適用すること。